

## 設計等の業務に関する報告書を提出してください

高知県土木部建築指導課

建築士事務所の開設者は、**毎年**、事業年度ごとの「設計等の業務に関する報告書」を都道府県知事に**提出しなくてはなりません**。（建築士法第 23 条の 6）

提出された報告書は、5 年間、一般の閲覧に供されます。（同法第 23 条の 9）

報告書を提出しなければ 30 万円以下の罰金に処せられる場合があります。（同法第 41 条）

**業務実績がない事務所も提出が必要です**。

提出期限は事業年度経過後 3 か月以内です。

開設者	事業年度	提出期限	提出が必要な年
個人	1 月 1 日から 12 月 31 日	3 月 31 日まで	<b>毎年</b>
法人	決算日までの 1 年間	決算日の翌日から 3 か月以内 (例：3 月 31 日が決算日の場合 6 月 30 日まで)	<b>毎年</b>

新規登録事務所は、初めて迎える事業年度終了日から 3 か月以内に初回報告をしてください。

（報告対象期間：登録日から事業年度の終了日まで）

### 《提出にあたってのお願い》

- 第一面から第五面までを**省略せずに全て**提出してください。  
（記載すべき事項がなければ「事業実績なし」、「該当なし」などと記載してください。）
- 事業年度をまたがる業務についても記載してください。  
（第二面の「期間」の欄に、年度をまたがっていることがわかるように記載してください。）
- 事業年度の途中で入退職された建築士についても記載してください。  
（第三面の「建築士氏名」の欄に、入退職された日をかっこ書きで記入してください。）

・提出先 高知県土木部建築指導課 指導担当 （TEL：088-823-9891）

・提出方法 郵送または直接お持ちください。

・提出必要部数 1 部

控えが必要な方は正副 2 部をご提出ください。（副本に受付印を押してお返しします。）

副本を郵送でお返しする必要がある場合は切手を貼った返送用の封筒をご提出ください。

様式は下記よりダウンロードしてご利用ください。

[https://www.pref.kochi.lg.jp/shinsei\\_todokede\\_hojokin/shinsei\\_todokedeyoshiki/2019122600140/](https://www.pref.kochi.lg.jp/shinsei_todokede_hojokin/shinsei_todokedeyoshiki/2019122600140/)